

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:文部科学省)

| 契約名称及び内容       | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 |                 | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 |                           | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文 | 随意契約によることとした理由                                | 予定価格 | 契約金額          | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由           | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|----------------|------------------------------|-----------------|------------|-------------------|---------------------------|-----------------------|---|------|---------------|-----|----------|---------------------------|--------------------------------|----|
|                | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称      | 所在地             |            | 契約の相手方の商号又は名称     | 住所                        |                       |   |      |               |     |          |                           |                                |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 東京書籍株式会社          | 東京都北区堀船2-17-1             | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 8,148,933,243 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 大日本図書株式会社         | 東京都文京区大塚3-11-6            | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 2,242,866,582 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 教育図書株式会社          | 東京都千代田区神田小川町3-3-2マツシタビル4階 | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 45,899,568    | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 開隆堂出版株式会社         | 東京都文京区向丘1-13-1            | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 1,759,799,844 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 学校図書株式会社          | 東京都北区東十条3-10-36           | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 1,220,847,804 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 三省堂          | 東京都千代田区三崎町2-22-14         | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 497,947,527   | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 教育出版株式会社          | 東京都千代田区神田神保町2-10          | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 3,136,767,876 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 一般社団法人信州教育出版社     | 長野市旭町1098                 | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 73,656,594    | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 教育芸術社        | 東京都豊島区長崎1-12-15           | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 1,795,781,988 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 清水書院         | 東京都千代田区飯田橋3-11-6          | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 40,148,064    | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |

| 契約名称及び内容       | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 |                 | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 |                              | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文 | 随意契約によることとした理由                                | 予定価格 | 契約金額          | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由           | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|----------------|-----------------------------|-----------------|------------|-------------------|------------------------------|-----------------------|---|------|---------------|-----|----------|---------------------------|--------------------------------|----|
|                | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称      | 所在地             |            | 契約の相手方の商号又は名称     | 住所                           |                       |   |      |               |     |          |                           |                                |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 光村図書出版株式会社        | 東京都品川区上大崎2-19-9              | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 4,539,099,510 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 帝国書院         | 東京都千代田区神田神保町3-29             | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 2,124,327,546 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 大修館書店        | 東京都文京区湯島2-1-1                | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 33,264,000    | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 新興出版社啓林館     | 大阪市天王寺区大道4-3-25              | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 3,450,175,542 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 数研出版株式会社          | 東京都千代田区神田小川町2-3-3            | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 80,469,081    | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 日本文教出版株式会社        | 大阪市住吉区南住吉4-7-5               | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 1,758,406,914 | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 文教社          | 香川県高松市本町6-22                 | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 10,645,965    | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 光文書院         | 東京都千代田区五番町14                 | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 53,010,936    | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 学研教育みらい      | 東京都品川区西五反田2-11-8             | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 337,719,690   | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 自由社          | 東京都文京区水道2-6-3(社)日本出版協会ビル202号 | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 947,232       | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |
| 平成26年度前期用教科用図書 | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年10月7日 | 株式会社 育鵬社          | 東京都港区海岸1-15-1                | 会計法第29条の3第4項          | 教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないため。 | -    | 67,107,744    | -   | -        | 義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。 | その他                            |    |

| 契約名称及び内容               | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 |                 | 契約締結日       | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 |                   | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文 | 随意契約によることとした理由   | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                  | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------|-------------|-------------------|-------------------|-----------------------|--|------|-------------|-----|----------|----------------------------------|--------------------------------|----|
|                        | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称      | 所在地             |             | 契約の相手方の商号又は名称     | 住所                |                       |  |      |             |     |          |                                  |                                |    |
| 在外日本人子女用教科書(平成26年度前期用) | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月20日 | 東京書籍株式会社          | 東京都北区堀船2-17-1     | 会計法第29条の3第4項          | 在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定され、当該教科書を発行できる相手方は他に存在しないため。 |      | 54,473,504  |     |          | 在外に在留する児童生徒等に教科書を給与するため          | その他                            |    |
| 在外日本人子女用教科書(平成26年度前期用) | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月20日 | 大日本図書株式会社         | 東京都文京区大塚3-11-6    | 会計法第29条の3第4項          | 在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定され、当該教科書を発行できる相手方は他に存在しないため。 |      | 25,580,179  |     |          | 在外に在留する児童生徒等に教科書を給与するため          | その他                            |    |
| 在外日本人子女用教科書(平成26年度前期用) | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月20日 | 開隆堂出版株式会社         | 東京都文京区向丘1-13-1    | 会計法第29条の3第4項          | 在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定され、当該教科書を発行できる相手方は他に存在しないため。 |      | 9,004,930   |     |          | 在外に在留する児童生徒等に教科書を給与するため          | その他                            |    |
| 在外日本人子女用教科書(平成26年度前期用) | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月20日 | 株式会社 教育芸術社        | 東京都豊島区長崎1-12-15   | 会計法第29条の3第4項          | 在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定され、当該教科書を発行できる相手方は他に存在しないため。 |      | 15,688,333  |     |          | 在外に在留する児童生徒等に教科書を給与するため          | その他                            |    |
| 在外日本人子女用教科書(平成26年度前期用) | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月20日 | 光村図書出版株式会社        | 東京都品川区上大崎2-19-9   | 会計法第29条の3第4項          | 在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定され、当該教科書を発行できる相手方は他に存在しないため。 |      | 43,706,642  |     |          | 在外に在留する児童生徒等に教科書を給与するため          | その他                            |    |
| 在外日本人子女用教科書(平成26年度前期用) | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月20日 | 株式会社 帝国書院         | 東京都千代田区神田神保町3-29  | 会計法第29条の3第4項          | 在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定され、当該教科書を発行できる相手方は他に存在しないため。 |      | 9,519,118   |     |          | 在外に在留する児童生徒等に教科書を給与するため          | その他                            |    |
| 在外日本人子女用教科書(平成26年度前期用) | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月20日 | 株式会社 新興出版社啓林館     | 大阪市天王寺区大道4-3-25   | 会計法第29条の3第4項          | 在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定され、当該教科書を発行できる相手方は他に存在しないため。 |      | 18,968,882  |     |          | 在外に在留する児童生徒等に教科書を給与するため          | その他                            |    |
| 在外日本人子女用教科書(平成26年度前期用) | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月20日 | 日本文教出版株式会社        | 大阪市住吉区南住吉4-7-5    | 会計法第29条の3第4項          | 在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定され、当該教科書を発行できる相手方は他に存在しないため。 |      | 10,268,805  |     |          | 在外に在留する児童生徒等に教科書を給与するため          | その他                            |    |
| 在外日本人子女用教科書(平成26年度前期用) | 初等中等教育局長 前川 喜平              | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月20日 | 株式会社 学研教育みらい      | 東京都品川区西五反田2-11-8  | 会計法第29条の3第4項          | 在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定され、当該教科書を発行できる相手方は他に存在しないため。 |      | 2,236,387   |     |          | 在外に在留する児童生徒等に教科書を給与するため          | その他                            |    |
| 書跡・典籍 未指定 医学書(崇蘭館本)    | 文化庁次長 河村潤子                  | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月6日  | 木村 剛              | 東京都小平市鈴木町一丁目359-9 | 会計法第29条の3第4項          | 当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないため。                               | -    | 200,000,000 | -   | -        | 当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないため。 | 二(ホ)                           |    |
| 絵画 重文 紙本金地著色犬追物図(六曲屏風) | 文化庁次長 河村潤子                  | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年11月18日 | 公益財団法人常盤山文庫       | 神奈川県鎌倉市笹目町4-3     | 会計法第29条の3第4項          | 当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないため。                               | -    | 451,500,000 | -   | -        | 当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないため。 | 二(ホ)                           |    |

| 契約名称及び内容                   | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 |                 | 契約締結日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 |                       | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文 | 随意契約によることとした理由                   | 予定価格 | 契約金額        | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由                  | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------|------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|------|-------------|-----|----------|----------------------------------|--------------------------------|----|
|                            | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称      | 所在地             |            | 契約の相手方の商号又は名称     | 住所                    |                       |                                  |      |             |     |          |                                  |                                |    |
| 工芸 重文<br>太刀 銘守次<br>革包太刀拵   | 文化庁次長<br>河村潤子               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年12月9日 | 藤田 欣也             | 神奈川県横浜市金沢区釜利谷東3-43-25 | 会計法第29条の3第4項          | 当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないため。 | -    | 56,600,000  | -   | -        | 当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないため。 | 二(ホ)                           |    |
| 考古資料 重文<br>大和額安寺五輪塔納<br>置品 | 文化庁次長<br>河村潤子               | 東京都千代田区霞が関3-2-2 | 平成25年12月9日 | 宗教法人額安寺           | 奈良県大和郡山市額田部寺町36       | 会計法第29条の3第4項          | 当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないため。 | -    | 210,000,000 | -   | -        | 当該文化財を所有する相手方はほかに存在せず、競争を許さないため。 | 二(ホ)                           |    |